

基本目標4 生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

I 生涯にわたる学びの推進

1 家庭教育

現状と課題

- 生涯にわたる人間形成の過程において、家族での教育は、重要な役割を担っています。その基本は家庭であり、人格が形成される最初の間であることから、愛情とふれあいのあふれる家庭での教育を支援していくことが求められます。
- 家族形態の変化、保護者の価値観や考え方の変化などにより、家庭教育力の低下が見受けられます。子どものいる家庭に対して、家庭における教育力の向上を図る必要があります。このため、保護者が子どもとともに成長できるように家庭教育学級、子育てグループや町の主催する各種講座への参加を促します。

基本方針

家庭教育は、すべての教育の出発点であるとともに、乳幼児期の親子の絆の形成にはじまる家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うものです。家庭教育は、保護者の責任であると同時に、保護者の権利や喜びであるということを見い出せるよう、家庭教育力の向上を図ります。

主要施策

(1) 家庭の教育力の向上

①学習機会の充実

子育てやしつけに関する知識、子どもとの接し方など、親の心構えや生活態度について学習する家庭教育学級・子育て学級など講座の充実により、家庭における教育力の向上について支援していきます。また、子どもたちに読書の習慣が身につくよう、家族みんなで本を読む「家読（うちどく）」を推進していきます。

②相談体制の充実

家庭教育に関する相談体制を充実するとともに、保護者同士の情報交換、仲間づくりの機会や場を提供し、育児に関する不安や悩みの解消を図ります。

③町民ニーズの把握

家族や子どもを取り巻く環境が変化する中で、保護者が子どもとともに成長できるよう、学習機会の提供やボランティアの育成など、ニーズに合った事業の実施に努めます。

2 幼児教育

現状と課題

- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。町立幼稚園においては、集団活動の中で必要な生活習慣や人格形成の基礎を学び、遊びや体験を通して人と人とのかかわりを大切にした幼児教育を行っています。
- 少子化や子ども・子育て支援制度の充実に伴い共働き家庭が増える中で、保育時間が長く、給食もある保育所の需要は高くなると考えられます。そのため、幼児教育の一端を担う幼稚園は、保育所との差別化を図りながら、人間形成の基礎を培う教育の充実や小学校との連携強化に努めるとともに、預かり保育の充実など多様化するニーズに対応したサービスの充実を図っていきます。
- 町立幼稚園は、施設が東台福浦小学校の校舎内にあり、幼稚園・小学校の連携がとりやすく、教員の指導や園児と児童との交流を図り、特色を生かした教育を行っています。また、町内には公立と私立の幼稚園が1園ずつあり、バランスを保ちながら、情報交換や交流を図り、さらには、町立保育園との交流も図りながら幼稚園運営を支援していきます。

基本方針

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるため、幼稚園・保育所・小学校の連携を強め、特色を生かした教育を進めます。また、子ども・子育て支援新制度における国の基準等を踏まえて、公立及び私立幼稚園の均衡が図られた運営を進めていきます。

主要施策

(1) 幼児教育の充実

①教育内容の充実

自立心や基本的な生活習慣などを育むため、遊びを通しての指導を中心に、小学生との交流や地域の行事、自然、人材などを活用した豊かな生活体験を通して、幼児の自発性及び人とのかかわりを育みます。

また、保育園や小学校との連携を図りながら、外国語活動の推進を図ります。

②教育基盤の充実

充実した幼児教育の実現のため、職員（教諭）の確保に努め、幼児の特性に応じた指導ができるよう、職員の研修を充実するほか、幼稚園と保育所の情報交換や人事交流、合同研修など連携の強化を図ります。

③私立幼稚園との連携

少子化に伴い、公立幼稚園として特色ある運営に努めるとともに、私立幼稚園との連携も図ります。

④私立幼稚園への助成

子ども・子育て支援制度のもと、私立幼稚園の運営を支援します。

3 学校教育

現状と課題

- 子ども子育て支援制度の充実などにより急激に変化している時代にあって、教育においても様々な課題がありますが、教育格差を招くことのないよう、学びのセーフティネットとしての機能を果たす必要があります。また、小・中学校等における学習指導要領の改訂が、令和2年度（2020年度）、令和3年度（2021年度）にそれぞれ実施され、児童・生徒に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成することを通じて、変化の激しいこれからの社会における「生きる力」をより一層育むことをめざし、教科等の授業時数の増加や教育内容の改善を行っています。また、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を図りながら、各種体験活動を通じた道徳性の育成を図る必要があります。
- 充実した教育活動を推進するため、幼稚園、小学校及び中学校がそれぞれ創意工夫し、地域の実態や特性を生かした教育活動に取り組み、問題行動の対策に努めます。また、保護者や地域の方々の協力を得ながら、学校支援ボランティアの拡充を図り、各種研修会や交換会等を通して相互理解・情報共有を進める必要があります。
- 児童・生徒たちが安心して楽しく学校生活を過ごせるよう、安全・安心な学校づくりに取り組みます。小学校では保護者や地域の方々に協力いただき、登下校における指導や見守り活動を行います。また、小・中学校の防災マニュアルを点検確認するとともに、引き続き、地震・津波・火災の避難訓練・防災訓練などを定期的に実施する必要があります。
- 人権尊重の理念について、正しい理解を深め、これを体得し、真に尊重される「ともに生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を推進します。4月の「人権教育月間」における取組みや、各学校において「人権教育に係る年間計画」を策定し、計画的に人権教育・啓発を行い定期的な振り返りを実施しています。いじめの問題は、いじめ問題対策連絡協議会により、関係機関との緊密な連携を深め、家庭・学校・教育委員会だけでなく地域全体で関わることで、見守りの意識を高めます。また、「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、解消に努めていく必要があります。
- ICT教育の推進では、平成27年（2015年）にタブレット型パソコンなどを1クラス分各校に整備し、推進していたところですが、近年においては、国の第3期教育振興基本計画に基づく教育のICT化に向けた環境整備5か年計画やGIGAスクール構想の実施に伴い、更なるICT教育の推進が求められているところです。小学校及び中学校では、情報機器の整備及び環境整備が行われているところですが、今後はICTを活用した学習活動の充実が必要となります。
- 学校施設をはじめ教育施設の老朽化が進んでおり、長寿命化を目的とする個別施設計画を策定するとともに、施設の位置や方向性等も含めた上で、今後の教育施設のあり方について検討していく必要があります。

基本方針

「教育基本方針」に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を持った児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります。また、地域から信頼と協力を得られ、子どもたちが安心して楽しく学校生活が過ごせる安全・安心な学校づくりを推進し、学校支援ボランティアの活用、食育の推進、人権教育及び道德教育等の充実を図ります。

主要施策

(1) 小・中学校教育の充実

① 特色ある教育の推進

保護者、地域の方々の協力を得た、学校支援ボランティアによる魅力ある教育活動の展開を図ります。また、地域教育力の活用や国際理解教育の推進、子どもフォーラムの開催、外国語指導助手の充実、体験学習、A C T※の実施などによる教育を推進します。

② 小学校教育の充実

副読本「ゆがわら」の冊子を作成し、社会科や総合的な学習の時間などで湯河原の歴史や産業、観光などを学習し、郷土である湯河原に愛着を持てる心の醸成をめざします。また、学校支援ボランティアの活用や文化的活動の助長のための音楽会の開催、クラブ活動の充実を図るとともに、教材用備品や児童用図書の整備を進めます。

③ 中学校教育の充実

地域の資源や人材などを活用したキャリア(職場体験)教育を通じて、地域の人々とのコミュニケーション能力を養い、自己の将来を見通した進路の発見やそのために何を学習したらよいのかという「気づき」を身につける教育を推進します。また、生徒の各種大会等への派遣や各部活動用品の整備・充実を図ります。

教職員の意識改革と指導力の向上を支えるため、学校内での研究・研修体制の強化や、生徒にわかりやすい授業を実践することで、「確かな学力の向上」をめざします。

学校給食については、早急に実施できるように課題の整理や事業費の精査を行い、整備計画を推進します。

※ 【A C T】 アートコミュニケーショントレーニングの略。「人と人とが関わりながら生きていくために」をテーマとする湯河原町発のコミュニケーション教育のひとつ。

④特別支援教育の充実（再掲）

就学相談などにより児童・生徒の状況把握に努めるとともに、児童・生徒の成長、発達に応じた個別の指導計画に基づき適切な指導、教育、援助などを行います。また、子どもたちの学校生活のサポートや教育補助を行う「障がい児介助員」を継続して配置します。さらに、県立小田原養護学校湯河原・真鶴分教室（仮称）の整備促進を図ります。

⑤人権教育の推進

人権は、人間の尊厳に基づきすべての人が持っている権利であることを、その理念や正しい理解を深め、体得することで、真に尊重すべき「ともに生き、支え合う地域社会」の実現をめざした人権教育を総合的に推進します。また、4月の「人権教育月間」を中心とした啓発等の取組みを継続するとともに、「人権教育にかかる年間計画」を学校ごとに策定し、年間を通じた意識の高揚を促進します。

⑥いじめの防止等と対策

平成26年度（2014年度）に策定した「湯河原町いじめ防止基本方針」により、いじめの未然防止に向けて、家庭や学校においては、道徳観や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやりのある力」を育むよう努めます。また、学校においては、教職員の資質の向上を図るとともに、子どもの表情や態度のささいな変化に気づけるように意識をすることで、いじめの早期発見に努めます。

その中で、いじめが確認された、あるいは、疑いがあった場合にも、いじめられた子どもやいじめを知らせた子どもを守り安全を確保します。そして、いじめを行った子どもには、いじめについての理解を適切かつ毅然とした指導をして、解消に向けて、その保護者に対しても助言や指導を行うよう努めます。

⑦不登校などの問題解決

不登校問題などの解消のために、継続して教育支援教室や青少年相談室、支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー※、湯河原中学校に配置するスクールカウンセラーなど「チーム学校」のもと、相談体制・指導体制を更に充実します。また、引きこもりがちな児童・生徒に対しては、スクールソーシャルワーカーにより家庭訪問指導を実施することによって問題の解決にあたっていきます。

各小・中学校は、これらの機能が十分発揮されるよう家庭や地域との連携の強化を図るとともに児童・生徒の指導、相談体制の更なる強化に努めます。

※ 【スクールソーシャルワーカー】 教育の分野に加え社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人材

⑧要保護・準要保護児童生徒の援助

経済的な理由によって小・中学校への就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、教育の平等性の観点から就学支援を行います。また、町のホームページや広報紙、地方紙、チラシなどの配布により、制度の周知を図ります。

⑨教育研究・教職員研修の充実

県及び町主催の研修会や学びづくり推進事業などを通じて、教師としての更なる指導力、技術力及び意識向上を図ります。

⑩教育施設・設備・整備の推進

教育環境を整えるため、小・中学校などの施設や設備の整備を計画的に実施します。また、学校施設長寿命化計画を策定し、小・中学校施設の整備計画を推進し、児童・生徒が安全・安心して学習ができるように取り組みます。併せて、学校のあり方を検討します。

情報教育の推進として、ＩＣＴ教育を推進し、情報化社会に対応した教育を行います。

⑪教育行政における諸問題の検討

教育行政が、福祉や地域振興など一般行政とより密接に連携するため、町との協議の場である「総合教育会議」において、教育、芸術、文化等の振興に関する施策について協議します。また、学校のあり方や、学校の位置などを含めた教育環境の整備についても検討します。

(2) 高校進学育英奨学制度の充実

①育英奨学制度の充実

町内に在住し、成績が優秀であって、経済的な理由で高等学校への就学が困難な生徒に対し、奨学金制度を継続して実施します。また、社会情勢などを考慮しながら制度を見直し、生徒の高校教育を支援します。

4 生涯学習

現状と課題

- 多様化、高度化する市民の学習意欲に応えるため、創意・工夫を凝らした自主的な文化・学習活動を支援していくことができるよう、各種講座や講演会等の充実に努めます。また、超高齢化社会における具体的な生涯学習支援の方策を検討するとともに、社会教育施設や社会体育施設などの役割について検討します。
- 市民大学については、各分野における専門家を講師に迎えて月1回開催しています。令和3年度（2021年度）で第65回目の開講となり本町が誇れる講座となっています。令和8年度（2026年度）は、70周年記念事業として記念講演を企画し、広く市民の方へ参加を呼びかけます。現在、受講生の高齢化が進んでいるため、各世代が興味を持ち、積極的に受講できるよう、講義内容の充実に努めます。
- 「第三次湯河原町子ども読書活動推進計画」（計画期間 平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））において、ブックスタート事業やセカンドブック事業を推進しています。また、学校での読書、ブックトークや学校図書館と連携を図り、子どもたちの読書推進を図っていきます。
- 子どもたちに本に親しんでもらうためのイベントを開催していますが、少子化と趣味の多様化により参加者は減少傾向です。全国的にも活字離れが進んでおり、子どもたちが利用したくなる図書館の運営が望まれます。
- 新刊図書の受け入れは定期的に行うとともに、利用者からのリクエストにも対応し、最新の情報の提供に努めています。
- 図書館ではこれまでに空調設備や消防設備を更新したほか、平成30年度（2018年度）に3階集会室にプロジェクターとLAN回線の整備及びWi-Fiスポットを増設することで利用環境を整えました。さらに液晶モニターを設置し、スクリーンから離れた位置の参加者も、映像を間近に見ることができるようになりました。
- 図書館は開館から40年以上が経過し、各所に老朽化が見られますが、逐次補修を行っています。今後も安心して利用できる施設とするため、耐震化や施設のリフレッシュを検討する必要があります。

基本方針

子どもから社会人、高齢者に至るまで、いつでも・どこでも・誰でも学ぶことができるような学習活動を支援します。

教育基本方針に沿って、「人と人とのふれあいを大切にし、思いやりの心」を育み、「生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習活動」を支援し、「人権教育及び人権啓発」、「家庭・地域の教育力の向上」、「青少年の健全育成」、「芸術・文化の振興と文化遺産の保護・活用」、「町民一人

ひとりのライフスタイルに対応した生涯スポーツの普及」に努め、推進していきます。

図書館は町民の身近にあって、「自ら求めて学ぶ」文化活動の拠点として、図書、視聴覚資料や郷土資料を収集し提供するほか、これら郷土資料による展示会の企画など、町民の文化活動や生涯にわたる各年代層に対応した自主的な学習の拠点として展開していきます。

主要施策

(1) 生涯学習推進体制の整備

①町民大学の拡充

町民大学では、趣味や教養、暮らしに役立つ基礎的な内容を町民に提供します。令和8年度(2026年度)には70周年を迎える予定で、記念講演などを開催し、広く町民へ参加を呼びかけます。また、幅広い世代に受け入れられるよう魅力ある講演内容を計画し、後世に引き継ぎます。

②自主的な文化活動の活性化

町民文化祭などでの文化活動の発表の場を提供しつつ、広く町民に文化活動が選択できるよう関係団体と調整し、広報紙はもとより、ホームページを活用してサークルなどの情報提供に努めます。

③身近な町有公共施設の設備充実

町民が図書館や地域会館を自主的な文化活動の拠点として活用することができるよう、施設の設備の充実を検討します。

④学校教育との連携強化

地域と学校が連携・協働して、地域全体で子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動などへの参画を促進します。また、児童・生徒が様々な体験を通して学ぶ、知る、見る、触れることの大切さを学習するため、夏休み期間中に行う、社会教育関係の各種教室、図書館や美術館などが行う各種事業への参加を促進し、生涯学習の推進を図ります。

⑤社会教育団体と指導者の育成

社会教育の指導者の育成や資質向上のため、研修会への参加の機会を提供し、団体の支援や団体相互の連携を図ります。

（２）生涯学習内容の充実

①多様なライフスタイルに対応した学習プログラムの作成

多様化、高度化する町民の学習意欲に応えるため、学習情報の提供や学習相談の充実等、自主的な学習活動を支援するとともに、講座などの充実に努めます。

②国際化・情報化時代に即した社会教育の実施

国際化・情報化が進み、社会の仕組みが急激な変化を遂げている今日、地域の中で様々な経験や能力を有している方を活用した人材育成を推進します。

③生涯学習としての食育の推進

「食」は生命、健康を維持する上で重要な役割を果たしています。食育の重要性を理解し、生涯学習を通して、健全な食生活を実践できる人を育てることが求められています。このため、地域の食生活改善推進団体などと連携し、地産地消のもと、地域住民に対する健康教育などを通して「食」の大切さを伝えます。

（３）図書館施設・運営の充実

①図書館施設整備の推進

老朽化した施設の維持管理のほか、長寿命化を検討し使いやすい安全な施設をめざします。

②図書館資料の充実

多様化する社会の変化と町民のニーズに応えられるよう、図書の最新情報の収集に努めるほか、利用者からのリクエストへの対応も継続します。また、電子図書について研究調査する必要があります。

③新図書館システムの活用

図書館システムの運用にあたり利用者からの声も参考に、インターネット環境を利用した使いやすいサービスの充実に努めます。

④子どもたちに対するサービスの推進

学校や保育所、幼稚園、図書館でのボランティアによる読み聞かせサービスを支援し、大人も含め子どもたちに読書が身近なものとなり、読書に興味をもってもらうよう、子どもの読書活動を支えます。

5 スポーツ

現状と課題

- グラウンドゴルフやファミリーバドミントン、スポーツ・レクリエーションフェスティバルといった、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツイベントを開催し、ニュースポーツの普及促進を図るとともに、「未病」を改善することや世代間の交流などを推進します。
- オレンジマラソンの人気は高く、多数のランナーが参加していますが、参加特典である無料温泉入浴の希望者に対し、受け入れ施設が少ないため収容しきれない状態となっています。このため、新たな受け入れ施設の確保が必要となります。
- 平成22年（2010年）11月に供用を開始した町民体育館は、平成28年度（2016年度）から他のスポーツ施設と併せて、指定管理者による運営を実施しています。スポーツの利用だけでなく、講演会や演奏会、イベントなどにも広く活用されており、ヘルシープラザ・弓道場と併せて町外利用者の利用を促進するため、県西地域2市7町と熱海市に在住の方や、本町と熱海市泉地区の宿泊施設に宿泊された方などが町民と同料金で利用できます。また、平成30年度（2018年度）に冷暖房設備を整備し、利用者の増加が図られるよう、指定管理者と連携して運営を行います。
- ヘルシープラザでは、平成20年（2008年）4月1日から指定管理者制度を導入し、効率的かつ効果的な管理・運営を実施しています。しかしながら、供用開始から32年が経過しており、施設、設備、器具などの老朽化に伴う計画的な改修、更新等が必要となっています。
- 令和2年（2020年）7月に供用を開始した弓道場では、弓道教室を開催し、新たな愛好者の増員・競技の普及促進を図っています。また、近隣の競技者を対象とした大会を開催し、町外居住者の利用を促進する必要があります。

基本方針

町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図り、楽しく充実した日々を送ることができるよう、一人からでも、また家族や友人と気軽に参加できるような事業を積極的に開催し、スポーツの普及とスポーツ活動への参加機会の拡充を図ります。

主要施策

(1) スポーツ施設の充実

① スポーツ施設の利用促進・運営充実

町民体育館は、平成30年度（2018年度）に冷暖房設備を整備したことから、スポーツや各種イベント、講演会、演奏会など年間を通して多くの方に活用いただけるよう利用促進を図ります。また、町外からの利用者については、県西地域2市7町と熱海市に在住の方や、本町と熱海市泉地区の宿泊施設に宿泊された方などが町民と同料金で利用できるようにするなど、施設の利用促進を図ります。

平成28年（2016年）4月1日からは、各スポーツ施設に指定管理者制度を導入し、施設運営の充実を図るとともに、利用者の利便性の向上に努めます。

令和2年（2020年）7月1日から供用開始した弓道場においては、弓道教室を開催し、新たな愛好者の増員・競技の普及促進を図ります。

(2) スポーツ活動の支援

① スポーツ活動の支援

少子化とともにスポーツ人口が減少する中、スポーツ少年団などのスポーツクラブの育成や体育協会などのスポーツ団体への支援を行い、各団体協力のもと、各種大会やスポーツ教室・イベントなどの開催を通じて町民の体力増進、健康の維持などを図ります。

② スポーツ・レクリエーションの場づくり

町民体育館やヘルシープラザ、弓道場、小中学校のグラウンド・体育館などを、スポーツ・レクリエーションの場として活用します。

③ スポーツ教室、イベントの開催

町最大のスポーツイベントであるオレンジマラソンの内容を更に充実させ、スポーツと観光の振興を図ります。また、グラウンドゴルフ大会やファミリーバドミントン教室、弓道教室、ニュースポーツが多数体験できる、スポーツ・レクリエーションフェスティバルといった、子どもから高齢者まで楽しめるスポーツイベントを開催し、ニュースポーツの普及促進を図るとともに「未病」を改善することによる健康増進に資する取組みや、世代間の交流などの推進を図ります。

6 青少年健全育成

現状と課題

- 急激な社会環境の変化に伴い、人間関係の希薄化や規範意識の低下などが青少年へ様々な影響を及ぼすことが指摘されています。
- 塾や部活動、スポーツ活動などへの参加が多くなり、地域活動への参加者が少なくなっています。
- 青少年育成団体など、地域の担い手となる人材が不足しています。
- 青少年を取り巻く環境も多様化、複雑化していく中で、青少年相談室業務の役割が重要になってきています。
- 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が、安全で安心して過ごせる場を提供するための学童保育所を各小学校に設置しており、令和元年（2019年）10月から、民間事業者へ運営委託を実施したことにより、支援員の必要数を安定して確保できるようになりました。
- 放課後に安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、様々な体験活動や学習活動を行う「放課後子ども教室」を、町内の各小学校で実施します。

基本方針

次世代を担う青少年が、豊かな創造性や若いエネルギーを十分に発揮し、それぞれの夢に向かって成長できるよう、家庭、地域、学校、青少年育成団体や関係機関とともに手を携え取り組みます。

主要施策

(1) 家庭・地域・学校の連携

① 青少年健全育成関係団体の支援

家庭、学校を含めた地域全体で子どもたちを支え育んでいくことは、今後ますます重要であり、子ども会、青少年指導員会及び明るい青少年を育てる会などの関係団体の活動の活性化に向けて支援するとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組みます。

② 青少年育成体験活動の推進

子ども会、各地区の明るい青少年を育てる会などの地域青少年団体や青少年指導員会などが実施している事業について、各種団体との連携により、内容などを工夫・改善しながら実施します。さらに、青少年が中心になった活動ができるよう支援します。

③ 青少年相談の充実

青少年に関する様々な問題に対処するため、専門相談員を継続して設置し、青少年相談の充実と青少年の非行に対する適正な措置を講じます。

補導・巡視パトロールの実施、いじめ問題や不登校児童・生徒への適切な対応などを行います。また、家庭・学校・地域社会や青少年関係団体、児童相談所や警察などの専門機関との連携を強化し、町ぐるみでの活動を推進します。

④ 学童保育・放課後子ども教室の充実

学童保育については、民間への委託に伴い、施設と事業内容の充実、放課後児童支援員の確保及び専門的な知識習得など、学童保育を質・量ともにより一層高めるよう努めます。また、放課後子ども教室の取組みの充実を図るとともに、学童保育と放課後子ども教室が、一緒に学習や体験活動を行うことができるよう取組みを推進し、共通のプログラムの充実を図ります。

(2) 地域指導者の育成・支援

① 青少年指導者の育成・支援

青少年育成関係団体の指導者に対して学習会や研修を実施し、指導者の資質の向上を図り活動を支援します。

② 次世代地域指導者の育成

地域の活動やボランティア活動を行い、将来にわたり活躍する地域の指導者を育成するため、中学生及び高校生などをジュニアリーダー※、シニアリーダー※として積極的に養成・支援します。

※ 【ジュニアリーダー】 子ども会や地域活動を行う青少年のこと。主に中学生や高校生を中心に活動している。

※ 【シニアリーダー】 18歳以上の人が自らの知識や経験を活かし、子ども会や地域などで活動している。

Ⅱ 文化芸術の振興・保存

7 文化芸術

現状と課題

- 町民の芸術文化活動については、各種団体での自主活動が中心となっていますが、文化団体への支援や、その活動成果の発表の場として音楽会・文化祭の開催など、多彩な活動を支援します。
- 美術館では、平成29年度（2017年度）に見えるアトリエやミュージアムカフェを整備したことにより入館者数が増加しました。また、平松名誉館長をはじめとする多くの方々からの作品寄贈・寄託により収蔵作品が充実しました。今後も収蔵作品を活用した湯河原ならではの特色ある展覧会や事業を企画し、文化芸術の充実に寄与していきます。なお、美術館活動を持続するためには、資料の調査・研究・企画を行う専門職員の充実が課題となります。
- 美術館の建物は建築より60年以上、開館から20年以上が経過し施設が老朽化しています。これまでに、課題となっていた作品収蔵庫の増設や空調設備の更新等の整備を行い環境が改善しましたが、バリアフリー化や施設の維持管理について継続して検討していく必要があります。

基本方針

芸術や文化の創造は、潤いのある生活と生涯を通じての「心の教育」の源泉であり、「潤いと安らぎのまちづくり」を進める上で特に重要視されます。このため、文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催、展覧会などの多彩な活動を通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりをめざします。また、私たちの祖先が残した貴重な文化遺産である文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを積極的に推進します。

主要施策

（１）伝統行事の振興

①伝統行事・祭事の伝承と活用

幼い頃から伝統行事や祭事に興味を持つように子どもやその保護者、また広く地域にも働きかけ、各地区における後継者の育成に努めます。また、あらゆる機会をとらえて発表の場を設け、町民はもとより観光客、町外の人々にも周知します。

（２）町民文化芸術活動の支援

①教養文化の土壌醸成

芸術や文化活動は、潤いのある生活と生涯を通じての「心の教育」の源泉であり、文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などの活動を通じ、「潤いと安らぎのまちづくり」をめざします。

②美術館の充実・活用

町民誰もが誇れる「町の美術館」として、芸術性に優れた美術品を収集し、その保存・公開に努めるとともに、官民連携事業としてミュージアムカフェを活用した事業を実施し、地域の文化及び観光振興に寄与します。また、学校と連携して児童生徒の美術教育を推進します。

8 文化財・史料

現状と課題

- 観光会館に併設されていた郷土資料展示室は、同会館の改修に伴い閉室し、文化の継承や観光振興のため、温泉場エリアへの整備を検討する必要があります。
- 各地区の伝統行事・祭事の継承に取組み、発表の場の提供に努めます。
- 文化財の指定や保護・活用については、専門の知識を有する人材が必要なため、文化財に精通した専門の学芸員の確保を検討します。
- 文化財を紹介する冊子を令和2年度（2020年度）に改訂しましたが、今後も状況に応じて、改訂する必要があります。

基本方針

貴重な文化遺産である文化財や天然記念物を保護・保存し活用することを積極的に推進し、また、その周知に努めます。

主要施策

（１）文化財・史料の保護と活用

①郷土資料展示室の整備

観光会館に併設されていた郷土資料展示室について、同会館の改修に伴い温泉場エリアへの移設を検討し、学術的にも観光資源としても活用できるような整備を検討します。

②町内にある文化財の調査研究

登録や指定のために、町内にある文化財の調査、研究を進めます。

③国・県・町指定文化財の保全、保護と巡回調査の実施

県など関係機関と連携、協力して調査を実施し、修復や保護が必要な文化財は計画的に補修等をしていきます。また、調査を兼ねた「地域の歴史と文化の探訪」などの見学会を通し、町民にも文化財やその歴史などを周知します。

Ⅲ 多文化共生の推進

9 国際理解

現状と課題

- 令和2年（2020年）3月末現在、337人の外国人が居住していますが、外国籍住民相談員などを含む外国語ボランティアの人数と対応言語の増加が課題です。
- 町民の国際理解を深めることや、外国籍住民と日本人の互いの生活、文化などの交流が必要です。

基本方針

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年（2021年）に延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、今後、外国人観光客の増加を見据えた、インバウンド誘客を効果的に進めるために町民の国際理解を推進していきます。

また、外国籍住民が外国語で生活について相談できる窓口の設置のほか、イベントで外国籍住民が自分の出身国・地域を紹介することで町民と交流を図る機会を設けるなど、外国籍住民の生活の支援に努めます。

主要施策

（1）国際理解の推進

①多文化共生意識の高揚

グローバル社会の実情などを紹介する講演会の開催や、学校での英語教育と生涯学習での多言語学習などを通じて国際理解を醸成し、多文化共生意識の高揚に努めます。

②国際理解講座の開催

国際化推進のための各種講演会などを開催するほか、関係団体の協力により、語学をはじめとする各種講座を開催します。

①外国籍住民の生活支援

語教室」について、制度の周知を図り、サポートの拡充に努めます。

②外国語での情報提供

案内看板や必要なパンフレットなどを多国語で併記するよう努め、外国人が訪れやすい、暮らしやすいまちづくりを推進します。

10 国際交流

現状と課題

- 平成6年（1994年）に大韓民国忠州市、平成10年（1998年）にオーストラリアポートステイブンス市と姉妹都市提携を結び、平成28年（2016年）にはイタリア共和国ティヴォリ市と友好親善提携を結びました。
- 姉妹都市へのホームステイ事業の参加について、派遣された中学生の帰還後の活躍の場や、派遣で得た成果を広げられるような取組みが必要です。
- 都市間の交流を更に深められるよう、すべての町民を対象としたスポーツや文化など幅広い分野での交流の取組みが必要です。
- 姉妹都市からの訪問団の受け入れ（ホームステイ）に対しては、町民が積極的に迎え入れられるようにするための広報・啓発活動などが必要です。

基本方針

国際化が進展していく中で、更にお互いの理解が深まるよう国際交流を推進していきます。

主要施策

（１）国際交流活動の展開

①姉妹都市などとの交流拡大

姉妹都市などとの交流については、町民が様々な国の文化に触れることができる交流を推進します。

②国際文化交流の推進

多様化する国際ニーズへの対応のため、国際交流事業を実施し、イベントを通じた町民と外国籍住民の交流を図るとともに、異文化の理解を深めます。

11 地域間交流

現状と課題

- 昭和51年（1976年）に広島県三原市と親善都市提携、平成15年（2003年）に富山県立山町と友好親善都市提携、平成27年（2015年）に東京都豊島区と文化交流都市提携を結び、三原市とは平成28年（2016年）2月20日に「湯河原町と三原市との災害における相互応援に関する協定」を締結しました。
- 各都市との交流事業としては、両市町のお祭りやイベント等への参加や、「親善交流フェア」にて各地元物産品の販売を行うことでそれぞれの都市の魅力を町民に周知しているところですが、更なる両都市間の交流事業の拡大が必要です。
- 三原市との交流では、小学生の隔年による訪問交流のほか、平成30年（2018年）7月豪雨災害時には救援物資の搬送及び人的支援を実施し、また、町民や各団体の皆様から募った見舞金2,411,116円を届けるなど、三原市の復興の一助を担うことができました。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした「2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合」に平成27年度（2015年度）から加盟し、東京都の虎ノ門エリアで開催された「旅する新虎マーケット」に足湯を出展するなど、市町村が相互に連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を盛り上げる取組みに参画しました。
- 「全国梅サミット※協議会」では、交流活動や災害時相互応援協定などが結ばれ、各市町村の相互PR・協力の場として活用されています。

基本方針

これまで築き上げてきた歴史や文化に基づいた親善都市等との交流をより深化させるとともに、近隣市町村との地域間交流や連携を深めます。

主要施策

（1）地域間交流の推進

①親善都市及び姉妹都市との交流の推進

広島県三原市とやっさ踊りを通した「三原市親善都市子ども交流」事業を今後も推進します。
また、富山県立山町及び東京都豊島区との交流を推進し、災害時等は協定に基づき、迅速に必要な支援・救援を行います。

※ 【梅サミット】 「梅」を共通の資源とする加盟市町相互の情報交換や人的交流を行い、梅を活かした観光文化の振興と梅関連産業の発展による地域振興を目的とし、平成7年度（1995年度）に発足。発足以来、年に一度、首長会議（サミット）を開催している。